⑼　成績評定の実施

①　本工事においては、工事成績評定を実施する。

②　審査は毎年度実施し、基準点に満たない場合は、改善指導の通知を行う。

③　２年連続基準点に満たない場合は、機構は、⑺③における契約を解除するとともに、解除した日から３年間、小規模修繕工事への参加を認めない事がある。

⑽　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすものとする。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

１）公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

２）公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　１者応札又は１者応募である場合はその旨

３）当方に提供する情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

４）公表日　契約締結日の翌日から起算して72日以内

⑾　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of procuring entity : Takashi Sato Director of Chubu Branch manager, Urban Renaissance Agency.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Small repair work (small repairs and repairs of unoccupied apartment units) of UR rental housing stock

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents : 5 : 00 P.M. 22 February 2021.

⑸　Time-limit for submission of tenders : 5 : 00 P.M. 22 April 2021.

⑹　Contact point for the notice : Stock Operations Technology Team, Housing Management Department, Chubu Branch Office, Urban Renaissance Agency, 3―5―27 Nishiki,Naka-ku, Nagoya City Aichi-pref, Japan TEL 052―968―3297.

⑺　Other : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本件は、１に示す対象工事工区のうち、複数の工区について競争参加資格の確認を申請する場合（以下、「複数申請」という。）に、競争参加資格確認申請者、競争参加資格確認資料及び技術提案書の共通化を試行的に実施するものである。

令和３年２月４日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　田中　伸和

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（千―３―１）

②　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（大―１―１）

③　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（大―３―１）

④　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（泉―１―１）

⑤　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（泉―２―２―建）

⑥　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（兵―２―１）

⑦　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（兵―３―１）

⑧　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（阪―１―１）

⑨　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（阪―２―２―建）

⑩　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（阪―３―１）

⑪　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（奈―１―２―建）

⑫　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（京―１―２―建）

⑬　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（京―２―３―建）

⑭　令和３年度西日本支社小規模修繕工事（京―３―１）

⑶　工事場所　入札説明書による。

⑷　工事内容　※対象業務すべて同じ（予定）

令和３年10月１日から６か年の間に発注する原則１件200万円未満の小規模修繕工事※１。

※１　小規模修繕工事　空家修繕工事※２及び小修理工事※３（以下「小規模修繕」という。）。

※２　空家修繕工事（以下「空家修繕」という。）　居住者の退去後、専用部分の汚損または滅失等の原状復旧を目的に行う普通空家補修及び原状回復に加え設備等の改善を行う特別空家修繕、及び入居までの保守管理。新しい居住者の入居を控えているため、限られた期間内に確実に、かつ住戸内の不具合等が無いように工事を完成する必要がある。

※３　小修理工事（以下「小修理」という。）　経常的に生じる小規模な不具合や損耗について、原状復旧を目的にその都度行う修繕工事（緊急対応が必要な修繕を含む）。そのため、居住者の住戸内においては、居住者と直接対応しながら、限られた時間内に工事を完了する必要があり、また、夜間や休日にも工事を行う必要がある。よって、施工状況等が居住者の満足度に大きく影響することから、親切で丁寧な対応が求められる工事である。

注）小修理工事（緊急対応が必要な修繕を含む）の対象に、ＵＲ賃貸住宅団地内の駐車場（機械駐車装置本体等、別途維持管理業務を委託しているものを除く）を含む。

※４　一部の工事受注者は、エリア内の賃貸住宅、賃貸施設及びこれらの敷地において、断水、水漏れ、排水管のあふれ、停電、エレベーター事故、火災、人身事故等の発生による通報に備え、緊急事故通報受付業務を行うものとする。詳細は入札説明書による。

⑸　小規模修繕工事（個別）の工期

①　普通空家補修は１週間、特別空家修繕の場合は２週間を標準とする。

②　小修理については、団地を管轄する住まいセンターが指示する日数とする。

⑹　工事の実施形態

①　１⑵①から⑭までの対象工区の公募を一斉に行うものとし、下記３⑴により決定する工区ごとの落札者と単価契約を締結するものとする。